

公益社団法人 日本青年会議所 青年会議所会館管理・運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 青年会議所会館（以下「会館」という）は、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）会員の総意と協力により建設されたものであり、会館の建物及びその敷地の管理並びに会館の会議室等の使用については、この規則の定めるところによる。

第2章 会館の管理

(管理責任者)

第2条 本会会頭（以下「会頭」という）は、会館の管理を行う。

2 会頭は、会館管理について本会職員のうちより管理代行者を置くことができる。

3 管理代行者は、会頭の指示に従い会館管理業務を代行する。

(保安措置)

第3条 会頭は、会館の電気及び機械その他の設備の管理上、保安の措置を講じ、定期点検のほか、随時点検をしなければならない。

(業務委託)

第4条 会頭は、会館管理に必要な事項につき、特定の業者に委託することができる。ただし、特に重要な事項については、理事会の意見を聞かなければならない。

第3章 会館の運営

(運営責任者)

第5条 会頭は、会館運営について運営代行者を置くことができる。

(会員の専用使用)

第6条 会館内の会員談話室・会議室等の施設は、会員会議所・青年会議所会員（以下「会員」という）並びに特別会員の専用に供する。ただし、会員並びに特別会員が伴うものは、この限りではない。

(会議室等の使用)

第7条 会議室等の会館内の施設を会合等に利用する場

合は、所定の書式により、会頭に申請し許可を得、使用料等を支払わなければならない。

(使用時間)

第8条 会議室の使用時間は、以下のとおりとする。ただし、会頭の特別許可を得た場合はこの限りではない。

月曜日～土曜日

・9時30分より20時30分まで

日曜日・祝日

・9時30分より17時まで

(使用許可の取消)

第9条 会頭は、次の各号に該当する場合に、会議室の使用許可を取り消すことができる。

(1) 本会の運営に支障をきたすと判断したとき

(2) 保安上の危険があると判断したとき

(3) 使用目的又は条件に違反して会議室を使用すると判断したとき

(テナント並びに関連入居者)

第10条 1階及び2階のテナント並びに関連入居者は、別に定める基準に従って、会館の運営に要する費用を本会に納入する。

2 前項のテナント並びに関連入居者は、使用室内の造作・設備の新設・除去等の現状を変更するときには、事前に文書をもって申請し、会頭の許可を得なければならない。この変更に伴う費用及び変更により増額した管理費用等は、テナント並びに関連入居者の負担とする。

(駐車場の使用)

第11条 駐車場を使用する者は、会頭に申し出て許可を得なければならない。

第4章 雑則

(細則制定)

第12条 会頭は、この規則の実施のため、理事会の承認を経て細則を定めることができる。

(附則)

第13条 この規則の変更規定は、平成22年9月30日から実施する。

昭和57年 2月 1日 制定

平成 6年 9月18日 改正

平成13年 7月20日 改正

平成22年 9月30日 改正